

[電子印鑑 GMO サイン(旧 Agree、旧 Agree(スタンダード月額プラン))サービス約款]

クラウド環境におけるソフトウェアの利用に関する、本約款に基づくJBCCクラウドサービス(以下、「本サービス」という)には、「JBCCクラウドサービス利用規約[共通契約条項]」の他、以下の各条項(特則条項がある場合は特則条項を含む)が適用されます。

[1]サービス提供者

本サービスは、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社(旧GMOクラウド株式会社)をサービス提供者として提供されます。

[2]サービスの内容

- 1.お客様は、インターネット環境を通じ、JBCCまたはサービス提供者が別途メール等の方法により通知・指定するクラウド環境にアクセスして、対象ソフトウェアの機能を使用、表示、基本実行、その他のやりとりを行い業務処理のために利用することができます。
- 2.クラウド環境およびそこで利用されるサーバー等の当初仕様ないし提供容量の制限等については、サービス提供者所定の条件によるものとします。当該仕様ないし利用可能な提供容量の変更が可能な場合は、別途料金によりこれを追加できることがあるものとします。
- 3.サービスの内容の詳細事項、利用可能時間帯、提供条件および適用除外等は、サービス提供者所定の契約条項、利用条件、利用規約(以下、「サービス規程」という)等またはサービス明細に定めるとおりとします。
4. JBCCは、DDos攻撃等の攻撃を受けた場合には、本サービスの提供を停止することができるものとし、当該停止に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

[3]対象ソフトウェア

本サービスの対象ソフトウェアは、サービス明細に記載するものとします。

[4]ソフトウェアの使用許諾

お客様は、本契約およびサービス提供者所定のサービス規程を遵守することを条件として、対象ソフトウェアの機能を利用する非独占的権利を許諾されるものとします。

[5]ライセンスおよびパスワード管理

別段の定めがある場合を除き、対象ソフトウェアのライセンスは、提供数および署名数単位で発生するものとします。

[6]サポートサービス

1. JBCC はサポートサービスとして利用方法等に対する問合せ受付を実施します。サポートサービスの問合せ先および提供時間帯は、サービス規程の定めにかかわらず、次の URL (<https://gmo-agree.com/form/>) に記載のとおりとします。変更があった場合は、別途お客様に対しメール等の方法により通知されるものとします。なお、対象ソフトウェアの利用機能の提供が停止している間は、問合せ対応はされないことがあります。
2. サポートサービスの内容・提供時間、その他提供条件等は JBCC またはサービス提供者により随時変更される可能性があるものとします。

[7]オプション

本サービスにおいて提供されることのある有償の、サービスの機能追加／向上に関するオプションおよびサポートの追加に関するオプションを購入する場合には、サービス明細に記載するものとします。サポートオプションがある場合、その内容は、特則条項に記載のとおりとします。

[8]サービス料金

1. 利用料(1)本サービスの利用料は、「月額固定制の基本料金および年額固定制の署名料金の併用」または「月額固定制の基本料金および従量制の署名料金の併用」とします。基本料金は、サービス明細記載のプランにかかわらず発生する月額固定制の料金をいうものとし、署名料金は、年間で利用できる一定の署名送信数を予め契約した場合に適用となる年額固定制の料金または実際に利用した署名数に応じて加算される従量制の料金をいうものとします。なお、お客様は、基本料金のみで本サービスを利用することはできません。
 - (2)年額固定制における署名送信数は、サービス明細に記載のとおりとします。「従量制」の利用料があるとき、その計算方法等は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。
 - (3)サービス明細にてオプションを選択した場合、初期費用および月額固定制の別途料金が発生します。お客様は、オプションを単独で購入することはできません。料金は購入した月分から発生し、日割り計算はされないものとします。
 - (4)月額固定制、年額固定制の料金は、いずれも日割り計算または月割り計算はされないものとします。
2. その他料金
前各号の他、その他発生する料金は、特則条項またはサービス明細に記載のとおりとします。

[9]サービス規程の指定

サービス提供者所定のサービス規程は、次のURLに定めるとおりとします。お客様は、サービス規程を遵守することについて、サービス提供者に対し直接責任を負うものとします。

<https://www.gmo-agree.com/order/pdf/agreement.pdf> (電子印鑑 GMO サイン利用約款)

[10]契約期間

1. 本サービスの契約期間は以下のとおりとします。
 - (1)月額固定制または従量制
共通契約条項の定めにかかわらず、月額固定制または従量制のサービスの契約期間は、サービス開始日から1ヶ月間とし、契約期間満了の1ヶ月前迄に、お客様またはJBCCからの契約終了の申し入れがない限り、1ヶ月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
 - (2)年額固定制
共通契約条項の定めにかかわらず、年額固定制のサービスの契約期間は、サービス開始日から1年間とし、契約期間満了の1年前迄に、お客様またはJBCCからの契約終了の申し入れがない限り、1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. サービス開始日は、サービス明細記載の開始予定日を指すものとします。

特則条項

[11]従量制

利用料は、サービス明細記載の1送信当たりの送信料(単価)に、毎月毎にサービス提供者からJBCCに通知されたお客様の実際の署名送信数を乗じて計算されます。従量制の利用料は、原則として本サービスの利用月の翌々月に請求されるものとします。
なお、サービス明細記載の利用予定署名送信数は、お客様において利用開始時に想定されている予定送信数であり、実際の送信数とは異なります。

[12]署名の送信数の追加

お客様が、当初の契約期間内に、年額固定制で利用する署名送信数の追加を希望する場合には、新たにご契約いただく必要があります。また追加分に関する契約期間は、既にご契約いただいた当初の契約期間に拘束されないものとします。

[13]電子証明書の利用

本サービスに基づき電子証明書を利用する場合、[9]記載のサービス規程に加えて次のURL(<https://jp.globalsign.com/repository/>)記載のAATL証明書サービス利用約款も適用されるものとします。電子証明書を利用する場合、1枚当たりサービス明細記載の費用が発生します。

[14] サービス開始に関する通知

1. サービス利用開始にあたり、電子印鑑 GMO サイン運営事務局からお客様に対し、メール等の方法により管理者アカウントの発行のお知らせが通知されます。当該メール送信日が上記[10]に定めるサービス開始日より前であっても、お客様はサービス開始日より前に本サービスの利用を開始することはできません。万一[10]記載の契約期間外に使用された場合には、別途料金が請求されることがあります。
2. サービス内容の確認のため、JBCC からお客様に対し、「ご利用開始のご案内」と題するメールをお送りすることがあります。当該メールは原則として、サービス開始日以降に送信されるものとします。